

財務諸表に対する注記(法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却は定額法による。(リース資産を除く)

(2) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(3) 会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引は賃貸借処理による。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券等は償却原価法(定額法)による。

・上記以外の有価証券

時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの－移動平均法による原価法

(5) 引当金計上基準

・退職給付引当金の計上基準

職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額(自己都合退職)の内、法人負担分を退職給付引当金に計上している。

・全事協退職年金共済引当金の計上基準

全事協退職年金の期末事業主負担掛金累計額を全事協退職年金共済引当金に計上している。

・賞与引当金の計上基準

会計期間における期間損益を正しく表すため、賞与基礎額に当年度夏季賞与支給率を乗じ、次年度夏季賞与支給額を見積り、その内の当期に帰属する額を計上している。

(6) 棚卸資産の評価方法は会計年度末の最終仕入原価法による。

(7) 消費税等の処理は税込方式による。

3. 重要な会計方針の変更

平成 27 年 4 月 1 日より社会福祉法人会計基準(平成 23 年 7 月 27 日制定)に移行している。なお、当該変更に伴う前期繰越活動増減差額への影響ならびに前期末支払資金残高への影響は以下の通りである。

(前期繰越活動増減差額への影響)

・移行調整前の前期繰越活動増減差額 7,279,837,796 円

・移行による前期繰越活動増減差額の調整額

国庫補助金等特別積立金取崩額の計算方法変更による修正 Δ 202,615,737 円

貸借対照表を拠点単位に分割したことによる調整額 0 円

差引合計 前期繰越活動増減差額の調整	△202,615,737 円
・ 移行調整後の前期繰越活動増減差額	7,077,222,059 円
(前期末支払資金残高への影響)	
影響なし	

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度、法人独自の退職給付制度及び全国社会福祉事業団協議会の実施する退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
当法人では、社会福祉事業のみの実施のため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 事務局拠点区分

- 「本部サービス区分」
- 「研修推進事業サービス区分」
- 「介護職員初任者研修事業サービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- 「豊中建設会計サービス区分」

イ 美原荘特養拠点区分

- 「特養サービス区分」
- 「老人短期入所サービス区分」
- 「老人通所介護サービス区分」
- 「老人訪問介護サービス区分」
- 「居宅介護支援サービス区分」
- 「随時対応訪問介護看護サービス区分」
- 「障がい短期入所サービス区分」
- 「障がい通所介護サービス区分」
- 「障がい訪問介護サービス区分」
- 「地域包括支援サービス区分」
- 「有償運送サービス区分」
- 「社会福祉貢献サービス区分」
- 「シルバーハウジングLSサービス区分」
- 「診療所サービス区分」
- 「老人福祉センターサービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- 「地域密着建設会計サービス区分」

ウ 美原荘地域密着特養拠点区分

- 「地域密着特養サービス区分」
- 「老人短期入所サービス区分」
- 「グループホームサービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」

- エ 和風荘ケアハウス拠点区分
 - 「ケアハウスサービス区分」
 - 「ケアハウス(特定)サービス区分」
 - 「社会福祉貢献サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」

- オ 春日丘荘特養拠点区分
 - 「特養サービス区分」
 - 「老人短期入所サービス区分」
 - 「老人通所介護サービス区分」
 - 「老人訪問介護サービス区分」
 - 「居宅介護支援サービス区分」
 - 「障がい訪問介護サービス区分」
 - 「在宅介護支援センターサービス区分」
 - 「地域包括支援サービス区分」
 - 「有償運送サービス区分」
 - 「給食サービスサービス区分」
 - 「社会福祉貢献サービス区分」
 - 「診療所サービス区分」
 - 「グループホームサービス区分」
 - 「グループホーム認知症通所介護サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」

- カ 春日丘荘地域密着特養拠点区分
 - 「地域密着特養サービス区分」
 - 「老人短期入所サービス区分」
 - 「小規模多機能サービス区分」
 - 「認知症通所介護サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」

- キ 春日丘荘沢池センター拠点区分
 - 「沢池多世代交流センターサービス区分」
 - 「沢池老人通所介護サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」

- ク 春日丘荘南茨木センター拠点区分
 - 「南茨木多世代交流センターサービス区分」
 - 「南茨木老人通所介護サービス区分」
 - 「南茨木居宅介護支援サービス区分」
 - 「南茨木在宅介護支援センターサービス区分」

「南茨木給食サービスサービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

ケ 四條畷荘特養拠点区分

「特養サービス区分」
「老人短期入所サービス区分」
「老人通所介護サービス区分」
「老人訪問介護サービス区分」
「居宅介護支援サービス区分」
「障がい短期入所サービス区分」
「障がい訪問介護サービス区分」
「日中一時支援サービス区分」
「地域包括支援サービス区分」
「有償運送サービス区分」
「給食サービスサービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「診療所サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

コ 四條畷荘養護拠点区分

「養護老人ホームサービス区分」
「養護老人ホーム(特定)サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

サ 光明荘特養拠点区分

「特養サービス区分」
「老人短期入所サービス区分」
「老人通所介護サービス区分」
「老人訪問介護サービス区分」
「居宅介護支援サービス区分」
「訪問入浴サービス区分」
「障がい短期入所サービス区分」
「障がい通所介護サービス区分」
「障がい訪問介護サービス区分」
「在宅介護支援センターサービス区分」
「地域包括支援サービス区分」
「有償運送サービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「診療所サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

シ 高槻荘特養拠点区分

「特養サービス区分」
「老人短期入所サービス区分」

「老人通所介護サービス区分」
「老人訪問介護サービス区分」
「居宅介護支援サービス区分」
「訪問入浴サービス区分」
「認知症通所介護サービス区分」
「障がい短期入所サービス区分」
「障がい訪問介護サービス区分」
「地域包括支援サービス区分」
「給食サービスサービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「グループホームサービス区分」
「小規模多機能サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」
「地域密着建設会計サービス区分」

ス 白島荘特養拠点区分

「特養サービス区分」
「老人短期入所サービス区分」
「老人訪問介護サービス区分」
「居宅介護支援サービス区分」
「障がい訪問介護サービス区分」
「有償運送サービス区分」
「社会福祉貢献サービス区分」
「診療所サービス区分」
「グループホームサービス区分」
「グループホーム認知症通所介護サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

セ 白島荘老人通所介護拠点区分

「老人通所介護サービス区分」
「障がい通所介護サービス区分」
「小規模多機能サービス区分」
「障がい通所介護光明の郷サービス区分」
「相談支援サービス区分」
「障がい児相談支援サービス区分」
「地域公益事業サービス区分」

ソ 東大阪養護拠点区分

「養護老人ホームサービス区分」
「養護老人ホーム(特定)サービス区分」
「養護老人ホーム短期入所サービス区分」
「老人通所介護サービス区分」
「老人訪問介護サービス区分」
「居宅介護支援サービス区分」

- 「有償運送サービス区分」
- 「社会福祉貢献サービス区分」
- 「診療所サービス区分」
- 「地域包括支援サービス区分」
- 「地域公益事業サービス区分」
- タ OSJ 工房よりそいの丘就労拠点区分
 - 「就労継続支援A型サービス区分」
 - 「就労継続支援B型サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
- チ 永寿園養護拠点区分
 - 「養護老人ホームサービス区分」
 - 「養護老人ホーム(特定)サービス区分」
 - 「養護老人ホーム短期入所サービス区分」
 - 「社会福祉貢献サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
- ツ 永寿園地域密着特養拠点区分
 - 「地域密着特養サービス区分」
 - 「老人短期入所サービス区分」
 - 「老人通所介護サービス区分」
 - 「診療所サービス区分」
 - 「社会福祉貢献サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
- テ 豊寿荘ケアハウス拠点区分
 - 「ケアハウスサービス区分」
 - 「ケアハウス(特定)サービス区分」
 - 「診療所サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
- ト 豊寿荘特養拠点区分
 - 「特養サービス区分」
 - 「老人短期入所サービス区分」
 - 「老人通所介護サービス区分」
 - 「老人訪問介護サービス区分」
 - 「居宅介護支援サービス区分」
 - 「障がい訪問介護サービス区分」
 - 「有償運送サービス区分」
 - 「社会福祉貢献サービス区分」
 - 「老人訪問介護 東町サービス区分」
 - 「居宅介護支援 東町サービス区分」
 - 「障がい訪問介護 東町サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」

- ナ 万寿荘軽費拠点区分
 - 「軽費サービス区分」
 - 「社会福祉貢献サービス区分」
 - 「老人福祉センターサービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
- ニ 河南荘軽費拠点区分
 - 「軽費サービス区分」
 - 「社会福祉貢献サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
- ヌ みずほ・おおぞら生活介護拠点区分
 - 「生活介護サービス区分」
 - 「相談支援サービス区分」
 - 「障がい児相談支援サービス区分」
 - 「一般相談支援サービス区分」
 - 「就労継続支援B型サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
- ネ みずほ・おおぞら障がい短期入所拠点区分
 - 「障がい短期入所サービス区分」
 - 「日中一時支援サービス区分」
 - 「地域公益事業サービス区分」
- ノ みずほ・おおぞら地域密着特養拠点区分
 - 「地域密着特養サービス区分」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	8,800,736,272	0	0	8,800,736,272
建物	9,962,694,203	2,512,678,083	1,609,643,032	10,865,729,254
基本財産特定預金	40,000,000	0	40,000,000	0
合計	18,803,430,475	2,512,678,083	1,649,643,032	19,666,465,526

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩

(1) グループホーム高槻荘「ゆらら」、小規模多機能センター高槻荘「ゆらら」の建設に伴う

寄宿舍、倉庫の取り壊しにより国庫補助金等特別積立金を取崩し 取崩額 3,220,509 円

(2) 河南荘における食器洗浄機の廃棄により国庫補助金等特別金を取崩し 取崩額 5 円

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

(1) 四條畷荘特養拠点	土地(基本財産)	705,351,374 円
	建物(基本財産)	883,172,997 円
(2) 四條畷荘養護拠点	土地(基本財産)	221,766,626 円
	建物(基本財産)	273,588,291 円
(3) 白島荘特養拠点	土地(基本財産)	837,158,500 円
	建物(基本財産)	1,774,549,486 円
(4) 豊寿荘ケアハウス拠点	土地(基本財産)	658,935,459 円
	建物(基本財産)	712,085,519 円
(5) 豊寿荘特養拠点	土地(基本財産)	469,900,541 円
	建物(基本財産)	592,193,761 円
(6) 東大阪養護拠点	土地(基本財産)	345,219,632 円
	建物(基本財産)	1,316,369,645 円
(7) 美原荘地域密着特養拠点	建物(基本財産)	990,708,834 円
計		9,781,000,665 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

(1) 四條畷荘特養拠点	設備資金借入金(1年以内返済予定額含む)	29,340,000 円
(2) 白島荘特養拠点	設備資金借入金(1年以内返済予定額含む)	369,600,000 円
(3) 豊寿荘ケアハウス拠点	設備資金借入金(1年以内返済予定額含む)	285,864,000 円
(4) 豊寿荘特養拠点	設備資金借入金(1年以内返済予定額含む)	230,136,000 円
(5) 東大阪養護拠点	設備資金借入金(1年以内返済予定額含む)	342,875,000 円
(6) 美原荘地域密着特養拠点	設備資金借入金(1年以内返済予定額含む)	296,100,000 円
(7) 事務局拠点	設備資金借入金(1年以内返済予定額含む)	158,000,000 円
計		1,711,915,000 円

※事務局における債務については、平成 28 年度竣工予定の(仮称)みずほおおぞら園の建設資金に充てるためのものである。また、その建築予定建物の底地となる借地が、市有地であるため無担保貸付となり、担保を供していない。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	8,800,736,272	0	8,800,736,272
建物(基本財産)	14,839,693,848	3,973,964,594	10,865,729,254
建物	35,317,024	23,627,395	11,689,629
車輛運搬具	71,460,627	68,645,188	2,815,439
器具及び備品	869,610,442	630,780,605	238,829,837

構築物	178,920,340	71,068,494	107,851,846
権利	9,122,606	1,173,546	7,949,060
ソフトウェア	51,962,541	39,893,237	12,069,304
合計	24,856,823,700	4,809,153,059	20,047,670,641

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 会計基準移行年度の事業活動計算書及び貸借対照表における前年度との対比について「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」1(2)に基づき、従来の会計基準とでは、評価方法、財務諸表の表示区分等が異なるため、当該年度に限り、事業活動計算書及び拠点区分事業活動計算書の前年度決算、貸借対照表及び拠点区分貸借対照表の前年度末に数値の記載は行わない。

(2) 社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)への移行にあたり、第4号基本金40,000,000円を移行時に取り崩し、施設整備等積立金に積立てた。また、第4号基本金に対応する基本財産特定預金は、施設整備等積立資産に振替えている。